

阿蘇市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

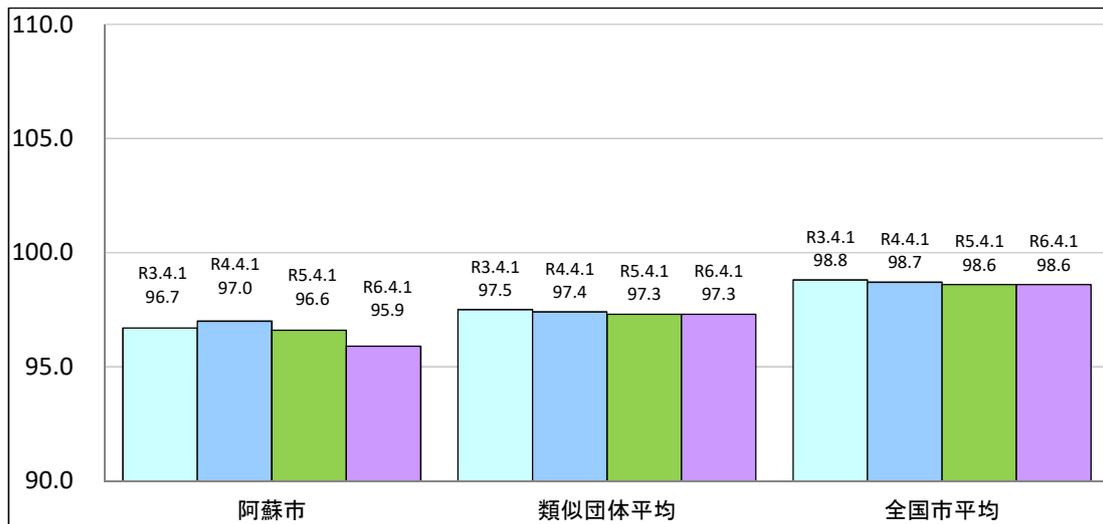
区 分	住民基本台帳人口 (令和6年1月1日)	歳 出 額 A	実 質 収 支	人 件 費 B	人 件 費 率 B/A	(参考) 令和4年度の人件費率
令和5年度	人 24,526	千円 17,971,639	千円 1,099,800	千円 2,366,916	% 13.2	%

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				(参考) 一人 当たり給与費 B/A	(参考) 類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和5年度	人 265	千円 1,027,636	千円 130,346	千円 405,837	千円 1,563,819	千円 5,901	千円 5,916

- (注)
- 職員手当には退職手当を含まない。
 - 職員数は、令和5年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。
 - 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注)
- ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 - () 書きの数值は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。
(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給割合) / (1+国の指定基準に基づく地域手当支給割合) により算出。)
 - 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 - ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む）の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

(4) 給与改定の状況

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
令和5年度	円 -	円 -	円 (- %)	% -	% -	% -

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
令和5年度	月 -	月 -	月 -	月 -	月 -	月 -

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むこととされている。

①給料表の見直し

[実施]

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

国の基準に準拠し、平成28年4月1日より実施。

②地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

(支給割合)国基準において、阿蘇市は支給対象外となっており、阿蘇市においても同様に支給対象外としている。

(実施時期)なし

	各年度の支給割合											
	平成26年度	平成27年度		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		4月1日時点	遡及改定後									
国基準による支給割合	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
阿蘇市の支給割合	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%

③その他の見直し内容

--

(6) 特記事項

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和6年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
阿蘇市	44.7 歳	329,800 円	376,016 円	353,031 円
都道府県	42.4 歳	321,156 円	410,148 円	362,985 円
国	42.1 歳	323,823 円	405,378 円	- 円
類似団体	42.6 歳	318,300 円	374,345 円	343,522 円

②技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
阿蘇市	52.4歳	12人	298,200円	314,400円	304,200円	-	-	-	-
うち学校給食員	*	*	*	*	*	-	-	-	-
うち用務員	47.1歳	2人	335,600円	365,000円	356,100円	用務員	49.1歳	244,800円	1.49
うち自動車運転手	*	*	*	*	*	-	-	-	-
うちその他技能労務職	56.2歳	8人	291,700円	301,700円	294,800円	-	-	-	-
都道府県	53.9歳	149人	308,506円	363,394円	339,367円	-	-	-	-
国	51.2歳	1,829人	288,144円	330,553円	-	-	-	-	-
類似団体	52.3歳	11人	307,888円	334,311円	319,875円	-	-	-	-

区 分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (c)	民間 (D)	C/D
阿蘇市	-	-	-
うち学校給食員	-	-	-
うち用務員	5,838,700円	3,297,300円	1.77
うち自動車運転手	-	-	-
うちその他技能労務職	-	-	-

- ※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している（令和3年～令和5年の3ヶ年平均）。
- ※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。
- ※ 年収ベースの「公務員 (C)」及び「民間 (D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
阿蘇市	- 歳	- 円	- 円
熊本県	- 歳	- 円	- 円
類似団体	- 歳	- 円	- 円

④税務職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
阿蘇市	41.0 歳	310,600 円	374,400 円	337,600 円
都道府県	43.0 歳	312,230 円	387,231 円	353,881 円
国	41.4 歳	353,051 円	429,500 円	— 円
類似団体	38.8 歳	293,492 円	370,399 円	312,299 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
- また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		阿 蘇 市	熊 本 県	国
一般行政職	大 学 卒	196,200 円	202,400 円	196,200 円
	高 校 卒	166,600 円	170,900 円	166,600 円
技能労務職	高 校 卒	164,000 円	173,700 円	-
	中 学 卒	155,300 円	156,700 円	-
教 育 職	大 学 卒	- 円	- 円	-
	高 校 卒	- 円	- 円	-

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	273,100 円	346,300 円	374,700 円	398,800 円
	高 校 卒	240,200 円	328,200 円	350,800 円	383,700 円
技能労務職	高 校 卒	219,200 円	326,500 円	344,600 円	356,400 円
	中 学 卒	- 円	- 円	- 円	- 円
教 育 職	大 学 卒	- 円	- 円	- 円	- 円
	高 校 卒	- 円	- 円	- 円	- 円

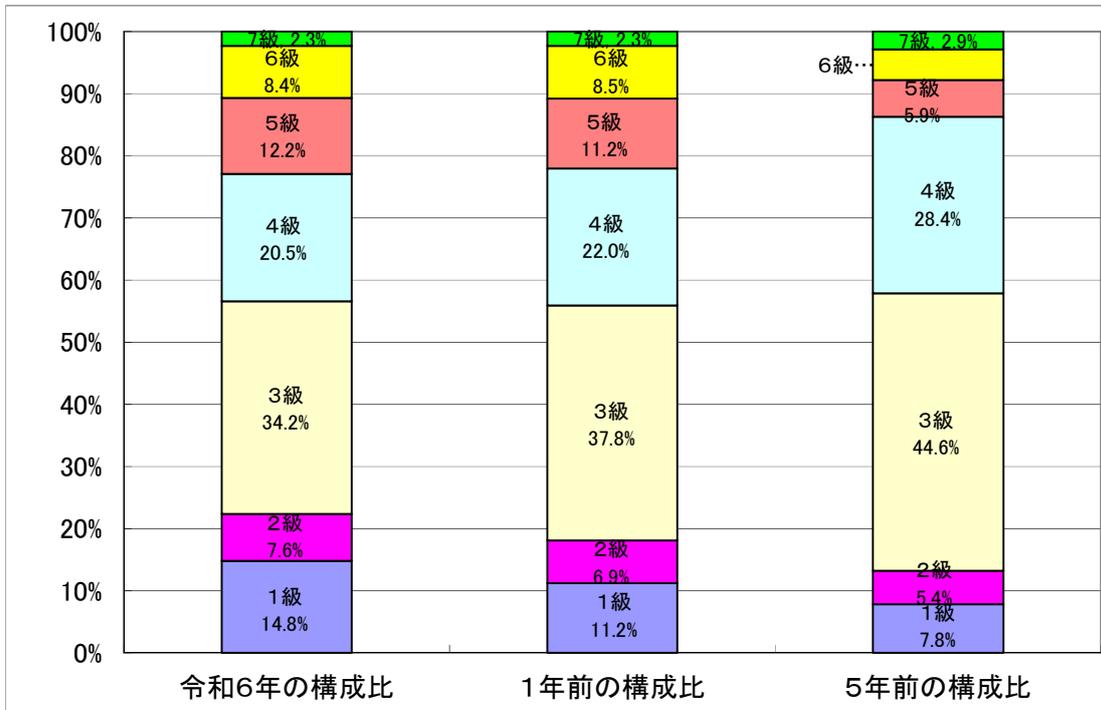
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和6年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主事、技師、保育士、臨床心理士及び司書の職務	39	14.8%	162,100	249,400
2 級	高度な知識経験を必要とする業務を行う主事、技師、保育士、臨床心理士又は司書の職務	20	7.6%	208,000	305,200
3 級	参事及び主任の職務	90	34.2%	240,900	351,000
4 級	主幹、係長及び副園長の職務 困難な業務を行う参事	54	20.5%	271,600	382,000
5 級	審議員、課長補佐、次長、室長、所長、園長及びセンター長の職務 困難な業務を行う主幹の職務	32	12.2%	295,400	394,000
6 級	課長、支所長及び事務局長の職務 困難な業務を行う審議員の職務	22	8.4%	323,100	411,300
7 級	部長の職務	6	2.3%	365,500	446,200

(注) 1 阿蘇市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 1 平成18年に8級制から6級制に変更している。（旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合）

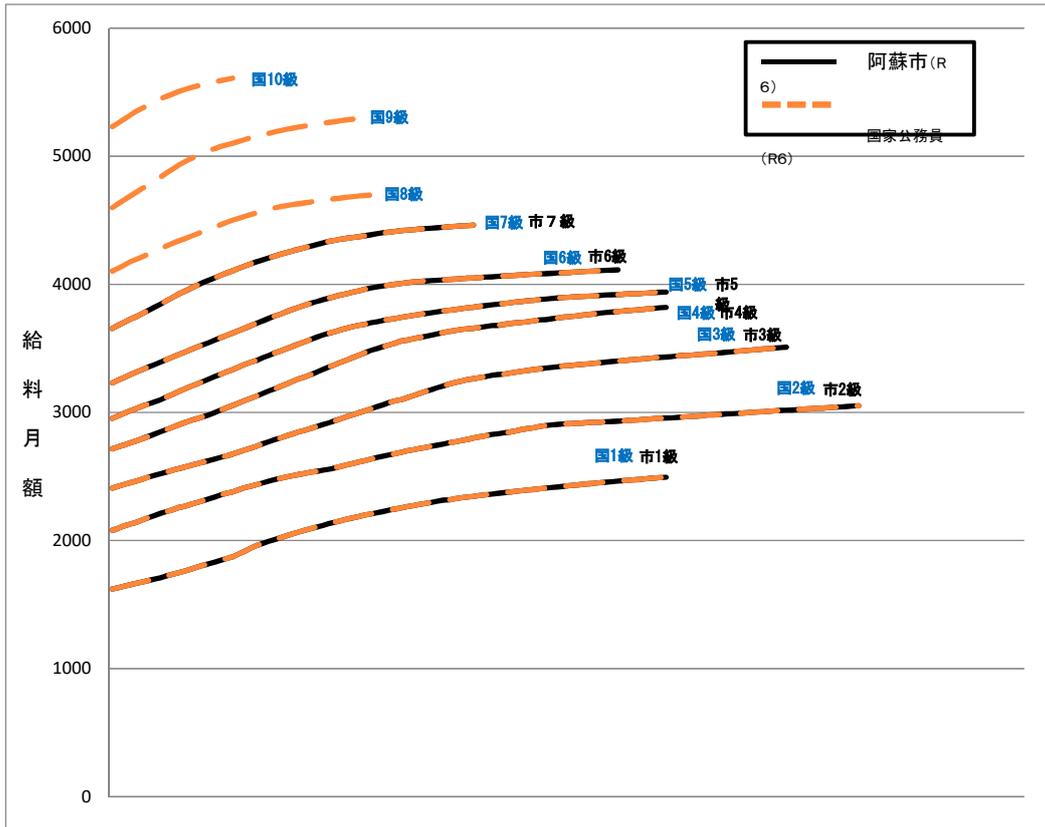
2 平成19年4月1日から7級を導入している。

等級及び職制上の段階ごとの職員数

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務分類	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	(段階)
1	主事、技師、保育士、臨床心理士及び司書の職務	39	14.8%	技師	2	59	22.4%	主事・技師級
				主事	25			
				保育士	12			
				計	39			
2	高度な知識経験を必要とする業務を行う主事、技師、保育士、臨床心理士及び司書の職務	20	7.6%	技師	1	59	22.4%	主事・技師級
				主事	13			
				任期付保育士	1			
				保育士	5			
				計	20			
3	参事及び主任の職務	90	34.2%	参事	57	144	54.7%	主任・係長級
				主任	33			
				計	90			
4	(1)主幹、係長及び副園長の職務 (2)困難な業務を行う参事の職務	54	20.5%	係長	42	144	54.7%	主任・係長級
				参事	8			
				副園長	4			
				計	54			
5	(1)審議員、課長補佐、次長、室長、所長、園長、館長及びセンター長の職務 (2)困難な業務を行う主幹の職務	32	12.2%	センター長	1	32	12.2%	課長補佐級
				園長	4			
				課長補佐	15			
				次長	4			
				室長	1			
				主幹	1			
				所長	5			
				危機管理監	1			
計	32							
6	(1)課長、支所長及び事務局長の職務 (2)困難な業務を行う審議員の職務	22	8.4%	課長	17	22	8.4%	課長級
				局長	3			
				支所長	2			
				計	22			
7	部長の職務	6	2.3%	審議員	1	6	2.3%	部長級
				部長	5			
				計	6			
総計		263	100.0%		263	263	100.0%	

(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和6年4月1日現在）

（百円）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（阿蘇市）

令和6年4月2日から令和7年4月1日 までにおける適用	管理職員		一般職員	
	イ 人事評価を活用している	○	○	○
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○		○	
上位、標準の区分		○		○
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定期間				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

阿 蘇 市	熊 本 県	国
1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,539 千円	1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,778 千円	—
(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.375) 月分 (0.975) 月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.375) 月分 (0.975) 月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.375) 月分 (0.975) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 7,6級：15% 5,4級：10% 3級：5%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20% 管理職加算 15~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20% 管理職加算 10~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当へ人事評価の活用状況（一般行政職）（阿蘇市）

令和5年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している		○	○	○	○
活用している成績率		支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率		○		○	
上位、標準の成績率					
標準、下位の成績率					
標準の区分のみ（一律）			○		○
ロ 人事評価を活用していない					
活用予定期間					

(2) 退職手当（令和6年4月1日現在）

阿 蘇 市			国		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置（割増率2%～45%）			定年前早期退職特例措置		
（退職時特別昇給） 無			（割増率2%～45%）		
1人当たり平均支給額					
11,230 千円					

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。
 2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）			541 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）			541 千円
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度（支給割合）
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%
地域手当補正後ラスパイレス指数			95.9
（ラスパイレス指数）			(95.9)

(4) 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）		1,588 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）		24,805 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和5年度）		24.2 %		
手当の種類（手当数）		6		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （令和5年度決算）	左記職員に対する 支給単価
山上勤務手当	阿蘇山上に勤務する職員	阿蘇山上に勤務する職員がその職務に従事した時	64,500	日額 150 円
税務手当	市税の徴収等に関する事務に従事する職員	市税の納税相談に関する事務に従事した時	7,600	日額 200 円
		市税の徴収に関する事務に従事した時	14,000	日額 500 円
		市税の滞納による差し押さえに関する事務に従事した時	45,600	日額 800 円
徴収手当	市税以外の徴収金等の徴収に関する事務に従事する職員	税務課職員以外の職員が徴収金等の徴収に関する事務に従事した時	20,500	日額 500 円
行旅死亡人等取扱手当	行旅死亡人又は行旅病人の取扱いに従事する職員	行旅死亡人又は行旅病人の取扱いに従事した時	-	行旅死亡人の死体収容 1日2,000円 行旅病人の移送看護 1日1,000円
福祉業務手当	福祉業務に従事する職員	福祉業務に従事した時	-	日額 800 円
	生活保護業務に従事する職員	生活保護業務に従事した時	84,400	日額 200 円
	保育業務に従事する職員	保育業務に直接従事した時	1,350,900	日額 150 円
感染症防疫作業手当	感染症又は家畜の防疫に従事する職員	感染症又は家畜の防疫作業に従事した時	-	日額 290 円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和5年度決算）	47,133 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	176 千円
支給実績（令和4年度決算）	60,634 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	199 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和5年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当 (令和6年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (令和5年度決算)
扶養手当	配偶者 6,500円 配偶者以外の扶養親族1人につき 子 10,000円 父母等 6,500円 (16歳から22歳までの子の 場合には、5,000円加算)	同じ	—	35,741 千円	281,421 円
住居手当	借家・借間居住者、月額12,000円を超える家賃を負担している職員に対し、家賃の額に応じ、月額27,000円を上限として支給。	異なる	—	20,793 千円	301,354 円
通勤手当	交通機関等の利用者、運賃の額に応じ月額55,000円を上限として支給。 自家用車等利用者、通勤距離に応じ、月額15,800円を上限として支給。	異なる	25キロ以上の支給率が一律	18,623 千円	82,400 円
管理職手当	部長 45,000円 課長級 35,000円 審議員 30,000円	異なる	—	15,000 千円	405,405 円
管理職員特別勤務手当	①週休日等 6,000円 (6時間を超える勤務150/100) ②平日深夜 3,000円	異なる	俸給の特別調整額の区分に応じ ①18,000円～6,000円 ②6,000円～3,000円	— 千円	— 円
休日勤務手当	勤務1時間当たりの支給額の算出方法 給料月額×12×支給割合 1週間当たりの勤務時間×52 支給割合 休日勤務135/100	同じ	—	— 千円	— 円

5 特別職の報酬等の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		給 料		月 額		等
給 料	市区町村長	662,400	円	(参考) 類似団体における最高/最低額		
		(828,000	円)	985,000 円/	391,500 円	
	副市町村長	540,900	円	790,000 円/	420,000 円	
		(601,000	円)	円/	円	
報 酬	議 長	405,500	円	545,000 円/	230,000 円	
		(円)			
	副 議 長	348,000	円	475,000 円/	200,000 円	
		(円)			
期 末 手 当	市区町村長	(令和5年度支給割合)				
	副市町村長	3.40	月分			
	議 長	(令和5年度支給割合)				
	副 議 長 議 員	3.40	月分			
退 職 手 当	市区町村長	(算定方式)		(1期の手当額)	(支給時期)	
		給料月額×在職年数×100分の500		16,560千円	任期毎	
	副市町村長	給料月額×在職年数×100分の290		6,972千円	任期毎	
	備 考					

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

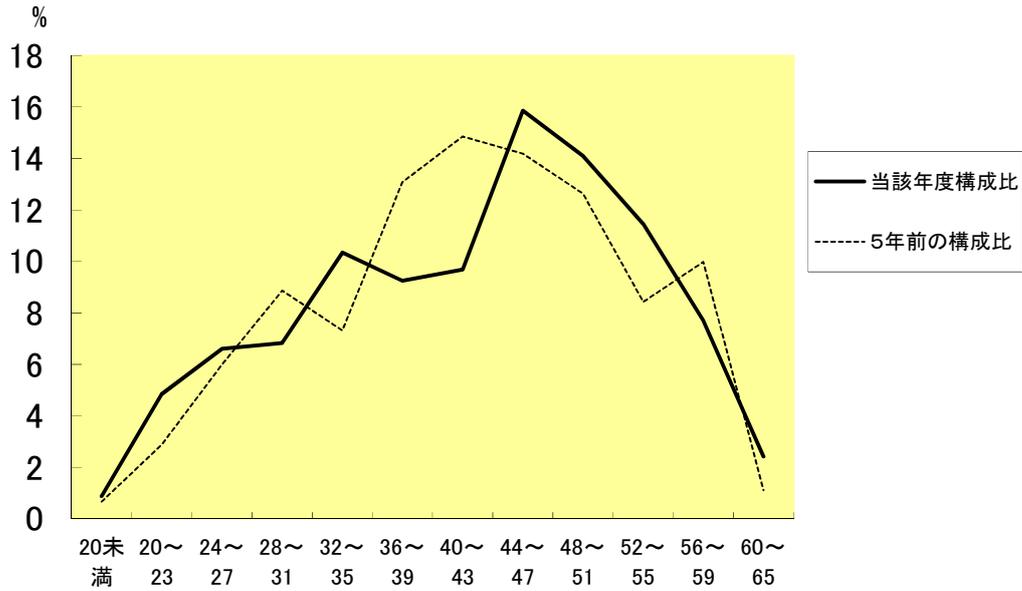
(各年4月1日現在)

区 分 部 門		職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
		令和6年	令和5年		
普通 会計 部門	議会	3	3	0	
	総務	69	68	1	
	税務	14	14	0	
	民生	72	69	3	
	衛生	22	23	△ 1	
	農林水産	23	25	△ 2	
	商工	17	17	0	
	土木	21	22	△ 1	
	計	241	241	0	<参考> 人口1万人当たり職員数 98.26人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 85.28人)
	教育部門	24	24	0	
消防部門	—	—	—		
小 計	265	265	0	<参考> 人口1万人当たり職員数 108.05人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 109.56人)	
公 会 計 企 業 部 門 等	公営企業	11	11	0	
	病院事業	154	161	△ 7	
	下水道事業	4	3	1	
	その他事業	20	18	2	
小 計	189	193	△ 4		
合 計		454	458	△ 4	<参考> 人口1万人当たり職員数 185.11人
		[473]	[473]		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2)年齢別職員構成の状況（令和6年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳~23歳	24歳~27歳	28歳~31歳	32歳~35歳	36歳~39歳	40歳~43歳	44歳~47歳	48歳~51歳	52歳~55歳	56歳~59歳	60歳以上	計
職員数	4人	22人	30人	31人	47人	42人	44人	72人	64人	52人	35人	11人	454人

(3)職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年度	令和1年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	過去5年間の増減数 (率)
一般行政	237	236	244	242	241	241	4 1.7%
教育	30	29	26	23	24	24	△ 6 -20.0%
消防	-	-	-	-	-	-	- -
普通会計計	267	265	270	265	265	265	△ 2 -0.7%
公営企業等会計計	184	176	184	187	193	189	5 2.7%
総合計	451	441	454	452	458	454	3 0.7%

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和5年度の総費用に占 める職員給与費比率 %
令和5年度	千円 420,290	千円 37,723	千円 65,537	% 15.6	% 14.9

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費を含まない。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 市町村平均 一人当たり給与費 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和5年度	人 10	千円 42,466	千円 5,831	千円 17,240	千円 65,537	千円 6,554	千円 6,118

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
 2 職員数は、令和6年3月31日現在の人数である。
 3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員は含まない。

イ 特記事項

該当する職種が無いもの及び支給実績の無いものについては、「-」（ハイフオン）とする。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（令和6年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
阿 蘇 市	47.4 歳	344,310 円	521,974 円
団 体 平 均	45.8 歳	337,221 円	508,691 円
事 業 者	— 歳	—	— 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

阿 蘇 市		市町村（一般行政職・団体平均等）	
1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,724 千円		1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,506 千円	
(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 (1.375) 月分 勤勉手当 2.05 月分 (0.975) 月分		(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 (1.375) 月分 勤勉手当 2.05 月分 (0.975) 月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 7,6級：15% 5,4級：10% 3級：5%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5～20% ・管理職加算10～25%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和6年4月1日現在）

阿 蘇 市			市町村（一般行政職・団体平均等）		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置2%～45%加算					
（退職時特別昇給 無）			（退職時特別昇給）		
1人当たり平均支給額		11,637 千円	1人当たり平均支給額		11,058 千円

（注）1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。
 2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和4年度決算）			0 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）			0 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%

エ 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和4年度決算）		— 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）		— 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和4年度）		— %		
手当の種類（手当数）		-		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績（年度決算）	左記職員に対する支給単価
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和5年度決算）	2,384 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	238 千円
支給実績（令和4年度決算）	1,645 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	165 千円

（注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。
 2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和5年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和6年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異同	一般行政職 の制度と異 なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
扶養手当	配偶者 6,500円 配偶者以外の扶養親族1 人につき 子 10,000円 父母等 6,500円 (16歳から22歳までの 子の場合には、5,000円 加算)	同じ	—	1,818 千円	303,000 円
住居手当	借家・借間居住者、月 額12,000円を超える家 賃を負担している職員 に対し、家賃の額に応 じ、月額27,000円を上 限として支給。	異なる	—	588 千円	294,000 円
通勤手当	交通機関等の利用者、 運賃の額に応じ月額 55,000円を上限として 支給。 自家用車等利用者、通 勤距離に応じ、月額 15,800円を上限として 支給。	異なる	25キロ以上 の支給率が 一律	621 千円	69,000 円
管理職手当	課長級 35,000円	異なる	—	420 千円	420,000 円
管理職員特別勤務 手当	①週休日等 6,000円 (6時間を超える勤務 150/100) ②平日深夜 3,000円	異なる	俸給の特別調 整額の区分に 応じ ①18,000円～ 6,000円 ②6,000円～ 3,000円	0 千円	0 円
休日勤務手当	勤務1時間当たりの支給 額の算出方法 給料月額×12×支給割合 1週間当たりの勤務時間× 52 支給割合 休日勤務135/100	同じ	—	— 千円	— 円

(2) 病院事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和4年度の総費用に占 める職員給与費比率
令和5年度	千円 2,748,183	千円 74,891	千円 988,570	% 36.0	% 35.5

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費を含まない。

※ 平成26年度から公営企業職員として公表。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 市町村平均 一人当たり給与費 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和5年度	人 160	千円 563,641	千円 207,848	千円 217,081	千円 988,570	千円 6,179	千円 7,252

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、令和6年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

該当する職種が無いもの及び支給実績の無いものについては、「-」（ハイフオン）とする。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
阿 蘇 市	40.1 歳	318,805 円	543,303 円
団 体 平 均	43.2 歳	335,999 円	600,119 円
事 業 者	- 歳	-	- 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

阿 蘇 市	市町村 (一般行政職・団体平均等)
1人当たり平均支給額 (令和5年度) 1,392 千円	1人当たり平均支給額 (令和5年度) 1,493 千円
(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.375) 月分 (0.975) 月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.375) 月分 (0.975) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 7,6級:15% 5,4級:10% 3級:5%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5~20% ・管理職加算10~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和6年4月1日現在）

阿 蘇 市			市町村（一般行政職・団体平均等）		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置2%～45%加算					
（退職時特別昇給 無）			（退職時特別昇給）		
1人当たり平均支給額 3,128 千円			1人当たり平均支給額 3,445 千円		

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）		0 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%

エ 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）		108,326 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）		341,721 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和5年度）		86.3 %		
手当の種類（手当数）		11		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績（令和5年度決算）	左記職員に対する支給単価
放射線取扱手当	放射線取扱作業に従事する職員	X線・その他放射線を照射する作業に従事した時	252,000	月額 4,500円以内
検査業務手当	阿蘇市病院事業に勤務する検査技師その他の職員	検査業務に従事した時	142,000	月額 2,000 円
医師研究手当	阿蘇市病院事業に勤務する医師	その職務に従事したとき	59,820,000	月額 710,000円以内
夜間看護手当	阿蘇市病院事業に勤務する看護師若しくは准看護師又はこれらに準ずる職員	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる看護の業務に従事した時	20,032,700	深夜における勤務期間 全部を勤務 7,300円 4時間以上 3,550円 2時間以上4時間未満 3,100円 2時間未満 2,150円
入院管理手当	阿蘇市病院事業に勤務する医師	入院患者の診療に従事したとき	11,073,000	1ヶ月当たりの受け持ち入院患者に係る診療報酬請求額の1%
透析手当	医師	休日に透析業務に従事したとき	420,000	1回 20,000 円
待機手当	病院職員	業務のために待機を命ぜられたとき	2,569,000	平日 1回 1,000円 土曜日、日曜日又は休日 1回 2,000円
夜間休日手術手当	管理職の放射線技師、臨床検査技師、薬剤師、臨床工学技士、看護師	平日夜間、土曜日、日曜日又は休日に手術に従事した場合	0	平日夜間 1回 3,000円 土曜日、日曜日又は休日 1回 3,000円
医師役職手当	医師	医師に役職を命じ、その役職に応じて医師が勤務したとき	900,000	医局長 25,000円 診療部長 25,000円 診療医長 15,000円

防疫等作業手当	病院職員	新型コロナウイルス感染症から住民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業に従事した時	1,170,000	作業に従事した日 1日3,000円 新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他事業管理者がこれに準ずると認める作業に従事した場合 4,000円
看護職員等処遇改善手当	医療職員給料表の適用を受ける保健師、助産師、看護師及び准看護師、又は看護職員以外のコメディカル(但し、薬剤師を除く)	看護職員処遇改善評価料を算定している保険医療機関に勤務したとき	11,947,000	看護職員 11,000円 看護職員のうち専門看護師、認定看護師及び認定看護管理者資格を有する職員 14,000円 看護職員以外のコメディカル(但し、薬剤師を除く) 2,000円

オ 時間外勤務手当

支給実績 (令和5年度決算)	38,588 千円
職員1人当たり平均支給年額 (令和5年度決算)	266 千円
支給実績 (令和4年度決算)	37,230 千円
職員1人当たり平均支給年額 (令和4年度決算)	243 千円

- (注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。
2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和5年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当 (令和6年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
扶養手当	配偶者 6,500円 配偶者以外の扶養親族1人につき 子 10,000円 父母等 6,500円 (16歳から22歳までの子の場合には、5,000円加算)	同じ	—	18,566 千円	254,335 円
住居手当	借家・借間居住者、月額12,000円を超える家賃を負担している職員に対し、家賃の額に同じ、月額27,000円を上限として支給。	異なる	—	11,476 千円	266,877 円
通勤手当	交通機関等の利用者、運賃の額に応じ月額55,000円を上限として支給。 自家用車等利用者、通勤距離に応じ、月額15,800円を上限として支給。	異なる	25キロ以上の支給率が一律	11,576 千円	83,882 円
管理職手当	課長級 35,000円 補佐級 25,000円 看護師長 15,000円	異なる	—	3,720 千円	232,500 円